

様式 14

保健福祉センター 受付印	大阪市保健所 受付印	施設番号

令和 年 月 日

大阪市保健所長 様

管理者氏名

放射線診療装置等備付届

標記について、医療法第15条第3項及び同法施行規則第24条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

ふりがな 医療機関名	
所在地	〒 電話 ()
備付(使用予定)日	令和 年 月 日
備付事項	1. 診療用高エネルギー放射線発生装置 2. 診療用放射線照射装置 3. 診療用放射線照射器具 ④. 放射性同位元素装備診療機器 5. 診療用粒子線照射装置
開設(変更)許可番号	- 号 令和 年 月 日

届出部数: 3部

様式 15

保健福祉センター 受付印	大阪市保健所 受付印	施設番号

令和 年 月 日

大阪市保健所長 様

管理者氏名

放射線診療装置等変更届

標記について、医療法第15条第3項及び同法施行規則第24条第11号並びに同規則第29条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

ふりがな 医療機関名	
所在地	〒
変更予定年月日	令和 年 月 日
変更事項	1. 診療用高エネルギー放射線発生装置 2. 診療用放射線照射装置 3. 診療用放射線照射器具 ④. 放射性同位元素装備診療機器 5. 診療用粒子線照射装置
変更内容	1. 装置、放射性同位元素に関すること 2. 使用室に関すること 3. 放射線従事職員に関すること 4. 予防措置の概要に関すること
一部変更許可番号	- 号 令和 年 月 日

届出部数： 3部

変更概要 (内容を具体的に)	変更前	
	製作者名	
	型式	(呼称)
	装備していた放射性同位 元素の種類 (Bq)	
	変更後	
	製作者名	
	型式	(呼称)
	装備していた放射性同位 元素の種類 (Bq)	

[記入上の注意]

- ①変更しようとする内容を具体的かつ詳細に左欄に記入すること。
- ②変更する内容が装置に関する場合は、変更前・変更後の製作者名・型式等を記入すること。
- ③変更する内容が使用施設に関する場合は、変更後欄に使用中の装置の製作者名等を記入すること。なお、変更前・変更後の図面を添付すること。

2. 放射線診療室等に関すること

2-1 放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要				
室名				
使用室の防護物概要	建築物の構造	構造 ・ 材料 ・ 厚さ		
	天井			
	床			
	周囲の隔壁等	北		
		東		
		南		
西				
出入り口の扉				
操作室（操作する場所）		有	・ 無	
使用室である旨の標識		有	・ 無	
画壁外側の実効線量が1 mSv/週以下となる措置		有	・ 無	
放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示		患者あて	則30の13 有 ・ 無	
		従事者あて		
管理区域	管理区域を設ける場所	則30の16	添付図面のとおり	
	境界における実効線量が1.3mSv/3月以下となる措置		有 ・ 無	
	標識		有 ・ 無	
	立ち入り制限措置		有 ・ 無	
敷地内居住区域の境界における実効線量が250 μSv/3月以下となる措置		則30の17	有 ・ 無	
敷地境界における実効線量が250 μSv/3月以下となる措置			有 ・ 無	
入院患者（診療により被ばくする放射線を除く）の実効線量が1.3mSv/3月以下となる措置		則30の19	有 ・ 無	
取扱者の被ばく測定用具の名称		有	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 種類・名称 ・ ガラスバッチ ・ OSL線量計 ・ ポケット線量計 ・ TLD ・ </div> 無	

3. 放射線診療従事者等に関すること

放射線診療に従事する医師・歯科医師・診療放射線技師の氏名、経歴等		
氏名	職種	放射線診療に関する経歴
年 月 日生		資格取得年月日： 免許証番号：第 号

(注) 氏名の下に生年月日を付記すること。

1. 添付書類

- 1) 病院・診療所の全体図面
- 2) 使用室等の隣接部（上下階を含む）の平面図
- 3) 使用室の詳細図面
- 4) 遮へい計算書
- 5) その他参考となる資料

2. 作成上の注意

- 1) 添付図面1、2、3に管理区域を明示すること。
- 2) 添付図面3に管理区域の標識、使用中の表示、注意事項の掲示した位置を明示すること。
- 3) 該当しない欄は斜線で埋める。
- 4) 様式サイズは、A4とする。

3. 開設許可番号等の記入について

病院及び非医師開設の診療所で、開設許可又は開設許可事項中一部変更許可がある場合は記入すること。

保健福祉センター 受付印	大阪市保健所 受付印	施設番号

令和 年 月 日

大阪市保健所長 様

管理者氏名

放射線診療装置等廃止届

標記について、医療法第15条第3項及び同法施行規則第24条第12号並びに同規則第29条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

ふりがな 医療機関名	
所在地	〒 電話 ()
廃止年月日	令和 年 月 日
廃止事項	1. 診療用高エネルギー放射線発生装置 2. 診療用放射線照射装置 3. 診療用放射線照射器具 ④. 放射性同位元素装備診療機器 5. 診療用粒子線照射装置
廃止理由	1. 医療機関の閉鎖 〔閉鎖・移転・組織変更・その他 () 〕 2. 装置、放射性同位元素のみ廃止

届出部数： 3部

廃止した放射線同位元素装備診療機器に関すること	
製 作 者 名	
型 式	
装備していた放射性同位元素の種類	
装備していた放射性同位元素の数量	B q
廃止した理由	
廃止後の処分方法	

(注意) 1. 廃止時装備していた放射性同位元素を譲渡した時は、受領書の写しを添付すること。

2. 単位は、「B q」単位で記入し接頭語に注意すること。